

審 査 基 準

平成 17 年 7 月 19 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 5 1 条の 1 3 第 1 項
処 分 の 概 要：駐車監視員資格者証の交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第 1 1 条（駐車監視員資格者証の交付の申請）
審 査 基 準： <p>道路交通法第 5 1 条の 1 3 第 1 項第 1 号のいずれかに該当し、かつ、同項第 2 号のいずれにも該当しないときには、駐車監視員資格者証の交付を行う。</p> <p>道路交通法第 5 1 条の 8 第 3 項第 2 号八に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等の関係等から判断して集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。</p> <p>（注 1）暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に掲げるものをいう。</p> <p>（注 2）暴力的不法行為等とは、確認事務の委託の手續等に関する規則第 3 条に掲げるものをいう。</p>
標 準 処 理 期 間：3 0 日
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署又は山口県警察本部交通部交通指導課
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部交通指導課
備 考：